

# 福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

## ② 施設の情報

名称：鳥取県立皆成学園わいわいランド	種別：児童発達支援事業	
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 米山 真寿美	定員（利用人数） 1グループ5名 25名 (8名) ※令和7年10月1日現在	
所在地：倉吉市みどり町3564番地1		
TEL：0858-22-7188	ホームページ： <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/</a>	
【施設の概要】		
開設年月日：平成19年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 4名 非常勤職員 0名	
専門職員	児童発達支援管理責任者 1名	
	児童指導員 2名	
施設・設備 の概要	言語指導室 (個別学習及びおやつ提供環境) 1室	ホール (サーキット環境) 1室
	小運動機能訓練室 (プレスクール環境) 1室	遊戯治療室 1室
	観察室 1室	相談室 1室

## ③ 理念・基本方針

### 基本理念

- ・私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。
- ・入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。
- ・社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。
- ・すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

### 基本指針

- ・サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。

- ・利用児童等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専門的支援を行います。
- ・入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。
- ・県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。
- ・発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

#### ④ 施設の特徴的な取組

鳥取県立皆成学園は、障がい児への入所支援、日中一時支援、短期入所支援等の3事業を行ない子どもの自立と社会参加を目指し、社会生活への移行に向けた支援施設として、昭和24年9月に事業開始されました。

平成19年4月に学園内に児童発達支援事業「わいわいランド」が開設され、発達が気になる未就学児童を対象に、ご家族同伴の活動として、事業が行われています。

個別学習や小集団活動、保護者同士での活動を通して、子どもとその家族が、家庭や地域で暮らしやすくするための支援が行われています。

- ・発達障がいのある児童が日常における基本動作や社会性を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な支援が行なわれています。
- ・児童の意志及び人格を尊重し、児童の立場に立ったサービスの提供が行なわれています。
- ・関係機関と連携しながら事業が実施されています。

##### 1 お子さんへの支援

わいわいランドでは個別学習と小集団活動を通じて、認知学習、社会性、運動、コミュニケーションの各分野を中心に療育を行い、お子さんの情緒の発達や適應行動を促します。

###### (1) 認知学習の目的と活動内容

担当者と1対1で行います。個別の認知発達に応じた学習課題を設定し、認知の育ちを促したり、人や物から学ぶ姿勢を育んだりし、学習態度の形成を支援します。

###### (2) 小集団活動の目的と活動内容

5人程度のグループでプログラムに添った集団活動を行い、目的のある行動の形成、コミュニケーションスキルやソーシャルスキルのトレーニング等を行います。

##### 2 ご家族への支援

###### (1) ピア・カウンセリングや勉強会

わいわいランドではご家族相互が悩みを話し合い互いに支え合ったり、自己選択や自己決定できるよう情報の提供や共有もしています。また、勉強会を通じてお子さんの特徴を理解し、お子さんとの上手な付き合い方や育て方の技術支援をします。

## (2) ケースカンファレンス

必要に応じて、お子さんの成長を確認し療育目標を見直す目的で、ケースカンファレンスを実施します。参加者は、お子さんとご家族の生活に関わっている関係機関の職員（保育士、市町保健師、児童発達支援事業スタッフなど）です。

## ⑤ 評価の受審状況

評価実施期間	令和7年6月13日（契約日）～ 令和8年2月20日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	6回（令和4年度）

## ⑥ 総評

### ◇特に評価の高い点

#### ○利用児童へのきめ細かな発達支援

利用開始前のアセスメント、日々の支援、活動終了後の毎回の振り返りを通して、利用児童の発達過程や適応状況を職員間で共有し、利用児童の活動意欲や適応行動等につながったり、達成感を感じられたりする支援をされています。

保護者からの個別相談や必要な支援の量や内容について検討され、ピア・カウンセリングや、認知学習、社会性、運動、コミュニケーション等の支援による利用児童の情緒の発達や適応行動を促す取り組みが行われています。

#### ○保護者間の情報交換、外部機関による助言の実施

「保護者のつどい」（年2回）の実施による保護者間同士の情報交換や専門家等からの助言を受ける等の取り組みが行われています。

更に、ピア・カウンセリングの一環としてペアレントメンター（障がい児を持つ保護者）の体験談を共有したり、共感的に助言を行ったりする機会を設けています。

また、中部療育園の医師による見立ての共有や支援方法への助言、就学に向けての相談支援等の取り組みが行なわれています。

### ◇改善を求められる点

#### ○発達支援事業の事業拡大

発達が気になる児童等に対する当園の専門的な療育支援スキルを活用した、幼稚園・保育園等への支援としての事業拡大に今後も期待します。

また、当発達支援事業については、親子通園となっていますが、共働き家庭の増加に対応できる事業形態の検討にも期待します。

### ⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

高い評価をいただいた点については、関係機関と連携しながら、更なるサービス水準の向上に努めます。

改善をご提案いただいた事業拡大及び事業形態の検討については、県立施設としての地域貢献のあり方を整理するとともに、地域の療育体制及びニーズを適宜把握し、今後の実施方法を検討したいと思います。

### ⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

# 評価結果（児童発達支援）

## 共通評価基準（45項目）

### 評価対象Ⅰ 支援の基本方針と施設

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針は、運営要綱、学園要覧（パンフレット）に明文化され、ホームページの掲載により地域に対して広く周知が行われています。</p> <p>また、利用者・保護者等の利用開始時の案内に於ける重要事項説明書に明記された運営方針である「ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者と保護者の尊厳を第一に考えて運営します」の説明を行い、日々の支援の中でも分かりやすく伝えられています。</p> <p>園内への理念の掲示による来園者及び職員への周知が行われています。</p> <p>年度当初には、新任職員を対象とした理念や基本指針に関する研修が行われ、参加できる職員も参加されており、参加できなかった職員は動画の視聴をされ継続的な職員への周知が図られています。</p>		

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障がい者施策、福祉型障害児入所施設、児童発達支援事業等の国の動向・方針についての情報収集が行われています。</p> <p>また、関係団体（日本知的障害者福祉協会及び鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県児童福祉入所施設協議会等）に所属し、機関紙及び会報の確認や会議又は研修会への出席等を通じた情勢の把握に取り組まれています。</p> <p>施設所在地の障害福祉計画には、策定委員会委員として参加され、内容を把握しているが、入所対象となる児童数の分析及び当圏の利用者の状況との比較分析等は不十分であると認識されています。</p> <p>定期的な県の監査担当部局の監査受検によるコスト分析、組織運営課題や経費削減等の取り組みが行われています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県の担当部局の監査の中で施設運営上の課題等を明らかにし、基本理念及び方針に沿った支援が可能となるような予算要求しておられます。</p> <p>また、決算状況は県担当部局が管理するホームページ上で公開されています。</p> <p>課題については、園内に設置している委員会を中心に検討しておられます。</p> <p>人材育成については、育成計画を整備し、それに沿った研修が実施されています。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県としては「鳥取県障がい者プラン」を策定されており、中・長期的なビジョンや計画が明確にされています。現在障がい者福祉計画7期、障がい児福祉計画3期の計画に基づいて対応されています。同プランは令和6年3月に改訂されており、改訂後のプランは令和6年から令和14年までの計画になっています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年度、所属ごとに主要懸案事項を作成され、県の担当課と共有されています。</p> <p>所属内に設置されている委員会の実施計画を毎年度作成されています。</p> <p>主要懸案事項や所属内に設置されている委員会の実施計画は具体的な手立てや内容、年度内の実施スケジュール等を記載されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針を意識した主要懸案事項の取り組みは年度ごとに作成されています。</p> <p>主要懸案事項、各委員会の実施計画は、年度末に成果や課題を整理され、評価結果を基に次年度計画の見直しが行われています。</p> <p>主要懸念事項の取り組みの結果と次年度の計画は、県の担当課に報告されています。</p> <p>主要懸案事項、各種委員会の計画等は、データベースにより職員に周知されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

鳥取県障がい者プランについては県のホームページで公開されています。

施設が作成されている主要懸案事項や各委員会の実施計画については利用者に周知は行われていませんが、サービス内容や行事等のお知らせについては、通園時に保護者に周知されています。

また、利用者の障がい状況を考慮した視覚的な資料（絵やルビ等）を活用した説明等により理解を深める工夫が行われています。

外部者の視察研修等の際には、理念及び業務内容等の説明が行なわれています。

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年実施される県の監査担当課の事務監査及び事業所導指担当課の実地指導において、支援内容の自己点検が行われています。</p> <p>事務監査では、各事業の評価を定期的に行い、監査資料に評価を記載しておられます。</p> <p>福祉サービス第三者評価も定期的を受審し、結果を公表しておられます。</p> <p>施設に設置している各委員会の取り組み状況も検証し、統括委員会で取りまとめて報告・協議し、園全体に周知する仕組みを構築し、支援の質の向上に向け取り組まれています。</p> <p>個別の支援計画については、3～6か月ごとにモニタリングを実施し、支援課題が整理されています。</p> <p>年3回全職員を対象に「人権擁護禁止事項チェック」により、職員の日頃の対応をセルフチェックし「虐待防止委員会」で取りまとめて、統括委員会をはじめ、園内に報告しておられます。</p> <p>データベースでの情報共有を行い、速やかな対応ができるよう取り組まれています。</p> <p>園内研修やその他の研修への参加が推奨されており、質の向上の取り組みが行われています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>監査、実地指導や第三者評価の評価結果については、園内のデータベース等や統括委員会等から指摘事項や課題等について職員へ周知されています。</p> <p>対応する担当委員会等を決めて計画的に協議し、改善に向け取り組まれています。</p> <p>生活会議等を活用し、児童と職員で意見交換や検討を行い生活環境改善に取り組まれています。</p> <p>研修開催にあたり、同一の研修を複数回実施する、研修資料の配布や動画配信の活用も行うなど、全職員が受講できるような工夫が行なわれています。</p> <p>評価結果について職員に周知されています。</p> <p>改善が求められる点は各委員会で検討されています。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>運営規程で運営方針を示すとともに、新任職員、異動職員研修等で周知しておられます。ホームページを活用し、当園の役割、運営方針について、管理者の考えを表明しておられます。事務分担表に、組織内の部署、各職員の業務内容が具体的に表記され、管理者はその総括者として明確に位置付けられています。</p> <p>事務分担表は毎年度、または変更の都度更新され、職員に周知しておられます。</p> <p>災害等の非常時の対応については、「鳥取県業務継続計画（鳥取県立皆成学園）」（BCP）に、管理者の役割、新任又は不在時の指揮等について定められています。</p> <p>虐待防止マニュアルに、園長を虐待防止責任者とし、役割を明記されています。</p> <p>マニュアルは年度当初の委員会で共有、確認し、園内に周知しておられます。</p> <p>委員会主催研修時にも、参加者へ口頭で周知をしておられます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>県全体の取り組みとして、法令を遵守しての業務遂行が重要である旨が全職員に周知されています。</p> <p>園長は、当園の代表として各種団体に所属して会議等に参加する等、施設経営に必要な情報収集が行なわれています。</p> <p>コンプライアンスの徹底は人事局から都度通知があり職員に周知されています。</p> <p>園長自ら個人情報漏えい防止に関する研修を受講され、園内研修を開催されたり、個人情報の考え方、取り扱い等に関する園内研修も実施されています。</p> <p>事業根拠となる児童福祉法、児童虐待防止法、障害者総合支援法はもとより、県職員として遵守すべき法令・制度について、園内外の研修等を通じて周知・徹底が継続的に図られています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今年度から新任の園長になり、今までにない取り組みにも積極的に取り組んで行こうという姿勢を持たれています。</p> <p>また、福祉サービスとしての必要な各委員会の体制整備が行われ、定期的に会議を開催、委員会の役割・機能が明確にされた必要な検討が計画的、継続的に行われています。</p>		

<p>各種委員会で協議された内容については、園長を長とする統括委員会で報告され、改善が必要と判断される案件については、該当の委員会へ園長が対応を指示しておられます。</p> <p>サービスの質の向上のため、委員会で検討及び対応した内容について適宜助言等を行っておられます。特に児童等が安全且つ安心して生活できる環境作り、支援体制について考え、必要な設備等について積極的に指示をされています。</p> <p>園長自ら児童の支援等について積極的に情報収集し、指導・アドバイス等が行なわれています。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>働きやすい職場とするため、環境整備や人事配置の要求等、随時人事担当部局等と調整等が行なわれています。</p> <p>しかし、職員の休暇（育休・産休・その他等）の取得を含む勤務シフト体制の厳しい状況が続いています。職場環境アンケート（年1回）の結果や個別面談での職員の意向把握等、職員各自のワークライフバランスの実現と労働環境の整備の整合性がとれていない現状が散見されます。</p> <p>各種委員会と総括委員会を設置され、組織的に業務を遂行する体制を構築されており、園長は総括委員会の長として組織的判断に参画されています。</p> <p>ICTを導入するなど、業務の実効性を高めるための業務改善が行われています。</p> <p>今後、よりワークライフバランスを考慮した労働環境になるよう期待します。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人員体制については、施設に決定権はなく県の方針が決められています。職員定数に基づき、福祉職、保育士職の確保に努めておられますが、保育士の欠員、産休・育休の代替職員の確保は困難な状況があり、恒常化となっています。</p> <p>人材確保については、主体的に県内外の就職ガイダンスや大学訪問等を行っておられますが、人材確保の成果は出てないようです。</p> <p>県の人材育成方針が定められており、それに基づいた研修計画で対応しておられます。</p> <p>人材育成を担当する委員会を設置されており、園全体（社会福祉専門職、保育士職は、経験年数、担当業務、キャリアビジョンに応じた職種ごと）の人材育成計画に沿った研修が実施されています。</p> <p>人材確保や育成の仕組みは整備されているが、児童発達支援管理責任者等の有資格者の安定的な確保が課題となっています。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>鳥取県の人事規程「求められる県職員像」が明確化され、人事評価制度が整備されています。</p> <p>職員個別のキャリア開発シート（業務目標の設定等）の活用により、日常業務の実施及び進捗状況が管理されています。</p> <p>年2回、職務遂行の成果及び行動等の評価基準に基づいて適正な人事評価が行われ、評価結果は、所属長（園長及び養護課長）との個別面談を通じて職員本人に説明が行われています。</p> <p>所属長の面談時には、人材育成担当部局が実施するキャリアビジョン研修計画（育成方針、到達目標等）及び職員の異動希望、担当業務や働き方に関する相談・要望等の機会として実施されています。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の就業状況に対する労務管理の責任体制は明確であり、勤怠システムを活用した有給休暇や時間外勤務状況の適切な把握等の就業管理が行なわれています。</p> <p>育児（産休）又は家族等の介護が必要な職員への柔軟な勤務体制に向けての取り組みとして、可能な限りの配慮が行われています。</p> <p>鳥取県の福利厚生制度も充実しており、定期的な職員面談により、仕事・生活面の悩み事や要望・意見を述べやすい環境を整え、更に福利厚生担当課が実施するストレスチェックによる必要な助言や定期的に健康診断等を受ける体制も整備されています。</p> <p>園内に衛生委員会を設置され、職員の健康と安全について検討されています。</p> <p>在宅勤務の導入・勧奨もあり、仕組みとしてはワークライフバランスに配慮した労働環境になってきています。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>鳥取県職員として求められる職員像が規定されており、学園の職員としても人材育成に係る基本方針があります。</p> <p>業務管理、キャリア開発シートを活用し、期首、前期末、後期末の所属長面談等を通じて業務遂行知識・技能等のスキル把握が実施され、職員の今後の育成（計画）に向けた指導・アドバイス等が行なわれています。</p> <p>園独自の職員の人材育成に係る基本方針も定められています。</p>		
18	<p>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人材育成委員会による県の方針を踏まえた年間の人材育成計画（園内外計画）に基づいて研修が実施されています。</p>		

<p>今年度から、人材育成の強化的取り組みとして「皆成学園ステップアッププロジェクト（KSP）」を新たに立ち上げ、年間計画に基づいて研修を実施されています。 各委員会が主催研修の企画・実施をされています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;  全職員に身上報告書及び業務管理キャリア開発シートの作成が義務付けられており、これにより資格・研修受講状況を把握できるようになっています。  スキル習得度に合った階層別研修（到達目標、行動目標が明確）、職種別研修等のスキルアップに向けた研修が計画的に策定される体制が整備されています。  新規採用職員については、園内研修だけでなく、県として取り組んでいる「新採サポーター制度」により、先輩職員がフォローして育成が行われています。  研修の復命は、園内で回覧したり、データベースシステムに貼付する等して、職員間で共有しておられます。  積極的に研修受講するよう勧められています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;  実習生受入れマニュアルに基づき、受入れ窓口、実習体制を整え、実習プログラムや実習日程等について実習生の所属する機関等との調整や連携による積極的な取り組みが行われています。  実習生は、保育士、看護師職を目指す学生が中心です。  指導者は、児童発達支援管理責任者等の研修を受講し、指導に活かしておられます。  学校との契約締結等とともに、実習前には打ち合わせを行い、実習中の巡回等で情報共有しながら、連携して実習をすすめられています。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;  皆成学園の理念、基本方針や活動内容等がホームページに掲載され、地域社会に公表されています。  予算決算状況については、県の財政担当部局が管理するホームページに掲載されています。  福祉サービス第三者評価の受審結果について、学園及び県担当課のホームページやWAMNET等で公開されています。  苦情受付及びその対応状況については、県担当課が管理している広聴システムへの登録により、公表されています。</p>		

ホームページ上では、支援プログラムの公表ならびに生活の様子等が掲載されています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>鳥取県会計規則、同事務処理権限規則等に定められており、庁内LANデータベース及びインターネットで確認できるようになっています。</p> <p>内部監査については、県会計実施検査（検査担当部局）、外部監査としては鳥取県監査委員監査（事務局監査）、施設含む監査担当部局による指導監査を受けており、いずれも結果をもとに必要に応じて是正されます。</p> <p>事務分掌は各課で作成し、庁内LANデータベースに貼付しておられます。</p>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園の基本理念では「すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するように努めます」と宣言され、開かれた施設、地域の中の施設作りを目指して「地域交流及びボランティア活動推進業務要領」が定められています。</p> <p>要領に基づき、ボランティアを含む地域の方々との交流や障がい児福祉の啓発を目的に地域交流事業として、地域交流行事担当等の体制が整備され、地域交流行事等への開催につながる取り組みが行われています。</p> <p>わいわいランドを利用する未就学児童は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園に在籍しているため、学園で地域の方々との交流は行われていません。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に体制を確立している。	評価対象外
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>わいわいランドを利用する未就学児童は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園（以下、保育所等という）に在籍しているため、ボランティア受入れはありません。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障がい福祉担当部局が発行する「よりよい暮らしのために」という障がい福祉施策や事業所紹介の冊子を活用しておられます。</p> <p>日々の情報共有や、支援会議等の開催又は出席により、利用者が在籍する保育所等、教育機関、</p>		

<p>市町及び相談支援事業所等地域の関係機関と連携・協力し、スムーズな移行ができるように努めておられます。</p> <p>保護者には就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供を行っておられます。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行なわれている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>わいわいランドの利用者が在籍する保育所等、居住市町村、相談支援事業所等が不定期に開催する個別支援会議、移行支援会議等に参加し情報共有しておられます。</p> <p>また、園内に併設の鳥取県発達障がい者支援センター「エール」では当事者や家族からの相談を受けておられ、必要に応じてアドバイスや情報提供・関係機関の紹介等が行われています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時に、所在地自治体が設営する避難所として施設を貸し出す協定が締結され、災害時に備えての備蓄品等の準備が行われています。</p> <p>また、近隣の施設間での災害時の相互支援等の応援協力の協議も行われています。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園の理念・基本方針並びに運営規程・倫理要領が整備・明文化され、日頃から利用者への人権尊重への基本姿勢としての人権に配慮した対応が行われています。</p> <p>施設内の虐待防止委員会が設置され、定期的な開催による虐待防止等についての検討や虐待防止研修の開催が実施される等、職員への共通認識や理解を深める取り組みが行われています。</p> <p>年3回「人権擁護禁止事項チェック表」を用いて自己チェックを行い、その結果をまとめ、必要な対応をされています。</p> <p>次年度からは、子どもの安全の為に身体拘束事例検証会議に第三者機関にも加わってもらい、より客観性を持たせるための取り組みを予定されています。</p> <p>サービス提供マニュアルやサービス向上のための研修を通して、利用者の主体性や意見の尊重を考える機会が設けられています。</p>		

利用者に対しては愛称で呼ぶことなく「さん」「くん」で呼びかけることを基本とされています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援提供が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシー保護規程等について、利用者・保護者等に対し、利用時の契約書の書面での説明による理解が得られています。</p> <p>プライバシー保護として、契約書に正当な理由なく第三者に個人情報を提供しない等秘密保持の条項が定められています。</p> <p>個人情報を記載した文書の送付は、県の規程に基づいてダブルチェックを行うなど、情報漏洩の防止策を徹底され、継続的に研修が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学園の理念・基本方針、施設概要や入所に必要な各種の情報を得るための情報提供については、写真や図を用いて分かりやすい説明資料としてのホームページで発信されています。</p> <p>見学時に支援内容や事業の特色・強みを説明され、利用者のライフスタイルやニーズと合致するかどうか確認しながら、利用手続きの説明も行われています。</p> <p>利用可能な福祉サービスの内容や相談できる機関の紹介も行っておられます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用契約締結時には、利用者・家族等に対して、契約書、重要事項説明書を用いて丁寧に説明が行われ同意を得て利用が開始されます。</p> <p>個別支援計画作成や更新の際は、支援内容やお子様の適応状況、目標の達成状況等を保護者と共に確認し、可能な限り一人ひとりの意向や希望を聴き取っておられます。</p> <p>利用者の意向を尊重した個別支援計画を作成し、支援内容について同意を得ておられます。</p> <p>重要事項説明書の変更時は書面で説明され、利用者の同意を得ておられます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>移行支援会議に出席され関係機関で情報共有し、切れ目のない支援ができるよう連携が図られています。</p> <p>就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供を行っておられます。</p> <p>また、利用終了後に於いても、相談が出来る事を保護者に伝えられています。</p>		

<p>利用終了後1年間は、保護者の希望に応じて個別相談や支援会議等への出席を行い、アフターフォローを行っておられます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者の満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期的に（年1回）、保護者アンケートを実施されています。</p> <p>事業利用時や個別相談、電話相談等で寄せられた保護者の要望、意見等は、園内で検討し、実現可能なものは対応されています。</p> <p>また、その過程を利用者に分かりやすく説明を行ない、データベースに記録し、園内で共有されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決実施要項に基づき、苦情解決責任者、受付担当、第三者委員体制が整備され、園内掲示により周知が図られています。</p> <p>また、苦情受付の意見箱の設置、重要事項説明書の説明時に利用者・保護者等への苦情解決の仕組みについて周知が図られています。</p> <p>県の各機関が受ける意見・要望等を広聴システム「県民の声」を活用して対応されています。</p> <p>園内での苦情内容や苦情への対応状況等が県に報告され、苦情やその対応状況等が担当課に報告され、ホームページに掲載することとなっています。</p> <p>このシステムと併用して、園内の報告データベースを利用し、苦情の内容、対応状況をデータベースで報告されています。</p> <p>いずれも、内容によっては意見要望対応の担当部局と協議して回答し、申し出者が特定できないような形で公表され、回答内容はホームページで確認できます。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>どの職員にも気軽に相談等ができる事については、保護者に伝えておられます。</p> <p>相談や意見を述べやすい環境としては、わいわいランド利用時や利用時以外にも個別相談、電話相談等で保護者の要望、意見等を聴き取っておられます。</p> <p>意見箱の設置・周知も行われています。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者等からの相談・意見等については、苦情解決実施要領に基づき迅速な対応に努めておら</p>		

れ、データベースを通じて園長まで全ての報告があがり、全職員で共有する仕組みが構築されています。

相談受理から解決までのマニュアルが整備されています。

保護者の様々な意見を取り入れ、各種マニュアルの改善・見直し等、サービスの質の向上に向けた取り組みが行われています。

相談等を受け、解決までの検証や対応に必要な場合は、その旨伝えられています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

学園内の各部署の職員で構成する「リスクマネジメント検討委員会」が設置され、毎月の協議の中で、災害対応、所在不明利用者の捜索、危機管理体制等マニュアル及び緊急連絡網を各種整備し、計画的な避難訓練、救急救命訓練、所在不明利用者捜索訓練、不審者対応訓練、緊急時連絡訓練等や研修等を実施し、安心・安全な組織運営に向けたマニュアル等の検証や見直し等が行なわれています。

また、毎月の施設の危険物等を確認する「安全点検」が実施され、危険箇所等の改修が行なわれています。

各種緊急時対応マニュアルを定めて職員に周知され、実効性を高めるため避難訓練の他、所在不明児童捜索マニュアルや防犯マニュアル等に基づいた実地訓練を取り入れ、マニュアルの見直しも行われています。

アクシデント又はインシデントについては、ヒヤリハット報告としてデータベースで管理しており、事例によってはレベルを設定し、再発防止対策等の検討や見直し等のリスクマネジメントの取り組みが行われています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

「感染対策委員会」が設置され、感染症防止マニュアル、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、適時見直しが行われています。

年2回マニュアルに沿って園内研修や訓練を開催するなど職員の感染症防止に関する意識が高められています。

季節ごとの感染情報や感染予防について担当者やデータベース等を通じて職員間で情報共有されています。

感染症発生時はもとより、普段の健康管理もマニュアルに基づき対応され、感染症の発生及び拡大防止が行われています。

感染症発生時における業務継続計画（BCP）の策定も行われています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもや保護者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

〈コメント〉

安全計画が整備されており、県のBCP策定により、災害発生時の体制が講じられ、定期的に訓練も行われています。

職員の緊急連絡網が整備され、緊急時に迅速かつ正確に情報伝達できるよう、「ロゴチャット」や「マチコミ」システムを活用しておられます。連絡訓練は年2回実施されています。

災害時の持ち出し品は年1回リストの見直しを行ない、毎月チェックし避難訓練の際には実際に持ち出されています。

食料の備蓄についても担当者が管理し、期限の管理、保管場所の工夫が行なわれています。

倉吉市との協定による避難場所指定にもなっており、災害時等は、消防や警察、近隣施設からの必要な応援依頼を行う仕組み等による事前の防災対策の取り組みが行われています。

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、支援が提供されている。	a
〈コメント〉 学園の理念・基本方針をもとに各種のマニュアルが利用者の人権尊重や権利擁護など、運営要綱等、当園のマニュアル集データベースに保管され、全職員がいつでも閲覧可能であり、業務マニュアルに沿った支援が行われています。 また、利用者の一人ひとりの個別支援計画もデータベース化され、対応困難事例は、個別に支援対応マニュアルが作成される等、職員がいつでも支援内容を確認できるため、共通の情報を共有する等の統一的な利用者への支援が行われています。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
〈コメント〉 各種マニュアルによる標準的な実施方法については、所管する各委員会等で決定し2年に1回程度見直しが実施されています。 また、利用者や職員からの改善意見・要望及び事業運営時での必要な場合や政令（条例）等による改正が必要時は、その都度見直し・修正を行うこととなっています。 個別支援計画書は定期的にモニタリングを実施され、課題を整理し、目標や支援方法等細やかに策定されています。6ヶ月ごとに見直しが行われており、変更時には情報共有をされています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
〈コメント〉 児童発達支援マニュアルにより、障がい状況、発達状況及びニーズを考慮して、すべての利用		

者への計画書が作成されています。

アセスメントは、年齢や障がいの状況に応じ、児童発達支援マニュアルに規定する児童発達支援用のアセスメント表が用いられています。

利用開始前やモニタリング時にチームでアセスメントを行い、利用者一人ひとりの発達状況や、保護者の意向等を都度確認されています。

相談支援事業所が作成した総合的な支援目標、保護者の意向及びアセスメント結果をもとに個別支援計画を作成しておられます。

園内だけでなく、相談支援事業所等の関係機関との情報共有が図られており、必要に応じて関係者会議で個別の討議等が行われています。

児童発達支援管理責任者が個別支援計画作成者にスーパーバイズを行う形で責任を持って作成されており、サービス提供スタッフ全員で計画内容を検討し、施設管理者の決裁を経て保護者に説明されています。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

児童発達支援マニュアルに計画見直しの時期と方法等が定められており、これに沿って評価・見直しが行われています。

定期的な見直しだけでなく、個々の状態に応じて見直しをすることも規定されています。

計画変更時は、当初策定時と同様に、アセスメント結果と保護者の意向に基づいて関係職員の合議により策定が行われ、変更後の計画は、保護者及び関係機関と共有が図られています。

期限内に計画の見直しが行えるよう、児童発達支援管理責任者がマネジメントを行い、遅延なく適切な手順を踏んで見直しが行われています。

モニタリングを行い、利用者のニーズを把握され、計画書に反映されています。

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。

a

<コメント>

児童発達支援の実施状況は、様式を定めてデータベース化し、支援内容及び利用者の活動状況（サービス提供記録）が記録され、書面（利用児童簿冊）及び電子媒体いずれにおいても園内関係者で回覧共有の仕組みが確立しています。

データベースを利用した回覧は、職員が必要な時に迅速に情報共有が可能であり、業務の効率・効果的な支援につながっています。

必要に応じて、朝礼後のミーティング等でその日の利用児童に関する情報や対応事項等が共有され、適切な支援へとつなげておられます。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

園内の記録はすべて、県の文書であり、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県個人情報保護条例施行規則及び鳥取県文書管理規程に基づいた作成及び管理が行われ、管理責任者は、次長と定めら

れています。

全職員に個人情報管理の研修等を通じて指導を行い、書面記録については所定のスペースに保管するなど、外部の第三者の目に触れないよう工夫し、電子媒体については、パスワードを付与して保存するなど、情報管理の徹底が実施されています。

契約時、利用者及び家族に対して、契約書及び重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いへの同意を得る等の個人情報保護についての説明が実施されています。

県の規程に基づいた個人情報を含む文書等の発送については、専用のデータベースを使用し、ダブルチェック、Eメールのデータ送信はパスワード付与の徹底など、記録の漏洩防止に努められています。

## 内容評価基準（16項目）

### A-1 利用者の尊重と権利擁護

1-（1）自己決定の尊重		第三者評価結果
1	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組みを行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>就学前児童を対象とした保護者の同伴通所という事業の特性上、支援内容に関する要望等については保護者に確認する事が多くなりますが、利用児童の意向や希望の把握に努め、自己選択・自己決定を尊重した個別支援計画を作成し、活動が行なわれています。</p> <p>保護者や関係機関から利用児童の特性を丁寧に聞き取り、その特性に配慮しながら利用児童一人ひとりが安心して活動参加や意思表示ができるよう、環境調整やコミュニケーション支援を行っておられます。</p> <p>併行通園先の保育所等にも訪問され、上記の支援内容を共有し、本人の意思が理解・尊重されるよう努めておられます。</p>		

1-（2）権利侵害の防止等		第三者評価結果
2	① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組みが徹底されている	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内には虐待防止委員会が設置されており、利用児童の権利擁護に関する取組みが行なわれています。</p> <p>委員会での検討、園内研修、全職員を対象にした定期的なアンケート調査、発生時の対応マニュアル等に取り組まれています。</p> <p>利用者の安全確保のための身体介助又は身体拘束については、個別支援計画書に記載し、事前に保護者に了解を得ることで限定的に実施しておられます。</p> <p>やむを得ず身体拘束を実施する際の三原則や手続きを定め、事案報告等は、ヒヤリ・ハットデータベースを通じて園内で共有・検討しておられます。</p> <p>利用者の安全をより確実に確保するために、「包括的暴力防止プログラム」の伝達研修も定期的</p>		

に行われています。

## A-2 生活支援

2-(1) 支援の基本		第三者評価結果
3	① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用開始前のアセスメント、活動終了後の毎回の振り返りを通して、利用者の発達状況や適性に応じた自立度を職員間で確認しておられます。</p> <p>必要な支援や活動内容について検討し、利用児童が達成感を感じられ、より自立的に行動できる動機付けとなるような方法が取られています。</p> <p>就学後に利用できる福祉サービス等についての情報提供を行い、スムーズな移行に繋げておられます。</p>		
4	② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用児童の状況を保護者や在籍園から聞き取り、心身の状況やアセスメント結果に基づいて柔軟に支援プログラムを組み立てる配慮が行なわれています。</p> <p>活動時間中のあらゆる場面において、具体的で短い言葉、写真やイラスト、動作のモデル等を示しながら、一人ひとりの発達や特性に応じたコミュニケーション手段を用いて、利用児童との意思疎通が円滑に図れるよう工夫が行なわれています。</p>		
5	③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用開始前に丁寧なアセスメントを行い、利用児童・保護者の意向・要望を確認して個別支援計画を作成し支援が行なわれています。</p> <p>事業利用時や、利用日以外でも保護者からの希望に応じて個別相談や電話相談、情報提供等が行なわれており、相談に対応されています。</p> <p>発達障がい者支援センター「エール」によるコンサルテーションや中部療育園医師の助言日、ピア・カウンセリングの実施、ペアレントメンターの来園日、鳥取大学教授と卒園した保護者が参加する「保護者のつどい」を通じて、他の保護者や専門家との情報交換や助言が得られる機会が設けられています。</p>		
6	④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用者支援等を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用児童の特性や発達の状況に応じて、活動参加しやすい支援内容や環境調整（刺激の排除や活動時間の調整）を行ないながら、活動の提供が行なわれています。</p> <p>保護者から家庭での余暇の過ごし方について話を聞き、必要に応じて情報提供や助言が行なわ</p>		

<p>れています。</p> <p>就学後の放課後や長期休業中に利用できるサービス（放課後等デイサービス等）に関する情報提供を行い、具体的な利用にあたっては相談支援事業所に引き継いでおられます。</p>		
7	⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用開始前の聴き取り（保護者、在籍園等）やアセスメントを通じて、利用児童の障がい状況や発達特性を丁寧に把握し、個別支援計画に基づいて適切に支援しておられます。</p> <p>また、発達障がい者支援センター「エール」職員や中部療育園の医師から、日々の活動や個別支援における専門的な助言、鳥取大学教授やペアレントメンターから障がい児の保護者支援に関する専門的な助言を得ておられます。</p> <p>職員は、日々の支援や園内外の研修受講を通して、専門的知識の習得と支援スキルの向上を図られています。</p> <p>毎回の活動実施前後に、スタッフミーティングを実施し、支援方法の共通理解と利用児童の行動分析、環境整備の検討・見直しを行いながら、支援の質の向上につなげておられます。</p>		

2-（2）日常的な生活支援		第三者評価結果
8	① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>通所型児童発達支援のため、食事の提供・支援及び入浴支援は実施されていません 未就学児童が対象のため、必要に応じて排泄支援と移動支援が行なわれています。</p> <p>排泄支援は、利用児童の状況に応じて、活動スケジュールの中に組み込んだり、声掛けや見守り、手添え支援等が行なわれています。</p> <p>移動支援は、来園及び帰園時の安全確保のために利用児童の特性等に応じた配慮・支援が行なわれています。</p>		

2-（3）生活環境		第三者評価結果
9	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用児童が安全・安心に活動でき、清潔で明るい雰囲気となるよう環境を保たれています。</p> <p>冷暖房については全館管理であり使用時期が限られていますが、利用児童の発達特性に配慮し、可能な限り適温で過ごせるよう配慮しておられます。</p> <p>活動環境内に突起がある部分は、緩衝材で覆ったり、段差がある場所では必ず職員が見守るなど、危険防止のための工夫が行われています。</p> <p>必要に応じて、施設設備の要望を所属長や主管課に伝え、改善に取り組まれています。</p> <p>障害特性から起こりうる行動については、予め職員間で危険予測と情報共有を行い、クールダウンのための部屋を確保する等のリスク管理が行われています。</p> <p>おやつや排泄場面等での手洗い・手指消毒活動後の消毒を実施し、感染予防や衛生管理に努め</p>		

ておられます。

2-（4）生活環境		第三者評価結果
10	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用児童の状況に応じて、粗大運動・微細運動の機能発達をねらい意図的に個別学習や活動を取り入れておられます。</p> <p>サーキットや運動遊びの中で、楽しみながら体を動かす機会を設け、心身の発達を促しておられます。</p> <p>トイレでの排泄や靴の脱ぎ履き、手洗い、おやつの片付け等の生活動作を行う場면을活動に取り入れ、保護者と協力しながら生活訓練が行われています。</p>		

2-（5）健康管理・医療的支援		第三者評価結果
11	① 利用者の健康状況の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者と同伴で利用する事業ですので、健康状態については保護者にも事前に聴き取りをし、常時把握されています。</p> <p>感染症まん延時には、必要に応じて登園時に体調チェックリストの提出と、検温、手指消毒が行われています。</p> <p>活動中に利用児童や保護者の体調不良やケガ等があれば、保健師等に報告・相談し、受診の必要があれば、受診を勧めるなど、安全管理に努められています。</p> <p>感染予防や救急救命、てんかんに関する研修等、児童の健康管理に必要な知識を得るための研修が園内で定期的に開催され、受講しておられます。</p>		
12	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	評価対象外
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業の性質上、医療的支援は行われていません。</p> <p>おやつの提供をする場合は、保護者よりアレルギーの有無等を確認し、保護者が医師から確認した内容に基づいて対応されています。</p>		

2-（6）社会参加・学習支援		第三者評価結果
13	① 利用者の希望と意向を尊重した社会や学習のための支援を行っている。	評価対象外
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用児童はほぼ地域の保育所や幼稚園、こども園等に在籍しているため、児童発達支援事業では、社会参加や外部との交流等の支援は行っておられません。</p>		

2-（7）地域社会への移行と地域生活		第三者評価結果
14	① 利用者の希望と意向を尊重した地域社会への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p><b>【就学前】</b>          利用児童や保護者の意向を確認しながら目標や課題を整理して、就学に向けた支援が行なわれています。</p> <p>ペアレントメンターのピア・カウンセリング参加や「保護者のつどい」などで、先輩保護者や専門家と就学や子育ての悩み等を情報交換できる機会が設けられています。</p> <p>活動のプログラムとして、学習やプレスクール（模擬授業）を設定し、学習態度の形成やルールの理解を学ぶ機会を提供しておられます。</p> <p>日々の情報共有や、支援会議等の開催又は出席により、教育機関、市町村や相談支援事業所等、地域の関係機関と連携・協力してスムーズな移行に繋がるようにしておられます。</p> <p>就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供が行なわれています。</p> <p><b>【就学後】</b>          利用終了後1年間は、保護者の希望に応じて個別相談や支援会議等への出席を行い、アフターフォローが行なわれています。</p>		

2-（8）家族との連携・交流と家族支援		第三者評価結果
15	① 利用者の家族との連携・交流と家族支援を行っている。	評価対象外
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童発達支援事業においては該当ありません。</p> <p>年2回の保護者交流会があり、その際には講師や保護者OBも来られ、いろいろな情報を得る機会となっています。</p> <p>ペアレントメンターが来られてピア・カウンセリングも行われています。</p>		

### A-3 発達支援

3-（1）発達支援		
16	① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用開始前に利用児童が在籍する保育所等に訪問され、集団生活での状況を聞き取り、事前に利用体験を行ない、チームでアセスメントした結果をもとに、利用児童一人ひとりの発達段階に応じたプログラムを組んでおられます。</p> <p>家庭での養育の困り事や保護者の思いを聞き取り、個別支援計画に反映されています。</p> <p>相談支援事業所が作成した総合的な支援目標、保護者希望及びアセスメントに沿って個別支援計画を作成しておられます。</p> <p>発達障がい者支援センター「エール」や中部療育園の医師から、日々の活動支援における専門的な助言、鳥取大学教授やペアレントメンターから障がい児の保護者支援に関する専門的な助言</p>		

を得て、利用児童一人ひとりの発達や特性に応じた活動を設定し、必要に応じて工夫や見直しが行われています。